

招集ご通知

証券コード 6644
2021年6月10日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目10番2号
大崎電気工業株式会社
取締役会長 渡 辺 佳 英

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、座席間隔配慮による席数減少などを予定しております。そのため、本株主総会においては、当日のご出席に代えて、書面の郵送又はインターネット等による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2021年6月25日（金曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)
- 2. 場 所** 東京都港区白金台一丁目1番1号
八芳園 本館1階 ニュイ (NUIT)
(末尾の株主総会会場ご案内図ご参照)
- 3. 会議の目的事項**
 - 報告事項** 1 第107期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第107期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

当社は、法令及び当社定款第14条の規定により、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.osaki.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以上

- 当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、議事資料として本冊子をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.osaki.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承下さい。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。なにとぞご理解下さいますようお願い申し上げます。

○株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、株主総会開催日時点の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染拡大防止策にご配慮いただきご来場下さいますようお願い申し上げます。また、感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患等でご不安のある株主さまは特にご無理をなされず、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面の郵送又はインターネット等による議決権行使をご推奨申し上げます。

○株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表・要請内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.osaki.co.jp/>）にその旨を掲載いたしますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

郵送又はインターネットによりご行使いただける場合

郵送



行使期限 **2021年6月24日（木）午後5時30分**

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット



行使期限 **2021年6月24日（木）午後5時30分**

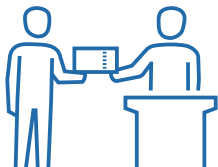
当社指定の議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

にて行使期限までに議案に対する賛否のご入力を完了してください。

詳細は次ページをご覧ください。

株主総会にご出席される場合



開催日時 **2021年6月25日（金）午前10時**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。（受付開始 午前9時）

議決権を複数回にわたり行使された場合の取扱い

- (1) 書面（議決権行使書用紙）と電磁的方法（インターネット）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず電磁的方法（インターネット）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法（インターネット）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

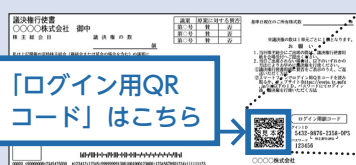
議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。ご不明点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。
 なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

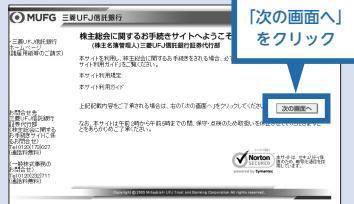


スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！
 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
 2回目以降のログインの際は…
 下記のご案内に従ってログインしてください。

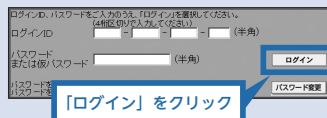


ログインID・仮パスワードを入力する方法 議決権行使サイトのご利用方法

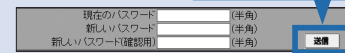
1 議決権行使サイトにアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- インターネットによる議決権行使は、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。

システム等に関するお問い合わせ
 （ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

0120-173-027

（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後9時まで

議案に関する参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営政策の一つとして位置付けており、安定的な配当を継続することを前提としつつ、業績に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。

具体的には、DOE（株主資本配当率）2%と、配当性向30%のいずれか高い額を目安に決定いたします。

また内部留保については、長期的な企業価値の拡大を目指し、競争力強化のための研究開発投資や設備投資の原資とすると共に、M&Aも含めて今後の事業展開に有効活用し、業績の向上に努めてまいります。

上記の方針に基づき、期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は、490,484,180円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年6月28日といたしたいと存じます。

【ご参考】

	1株当たり配当金			配当金総額	連結配当性向
	中間	期末	年間		
2020年3月期	10円	10円	20円	978百万円	81.7%
2021年3月期(予定)	10円	10円	20円	980百万円	203.3%

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は2020年6月より執行役員制度を導入しております。これは、取締役会における経営の意思決定機能及び業務執行の監督機能の強化と、執行機能の権限・責任の明確化を実現すべく取締役会規模のスリム化を図ったものですが、今般、定款においても取締役の定員を15名から10名に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(定員) 第18条 取締役の員数は、 <u>15</u> 名以内とする。	(定員) 第18条 取締役の員数は、 <u>10</u> 名以内とする。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人原会計事務所は、本総会終結の時をもって退任となりますので、監査役会の決議に基づき、新たにRSM清和監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会がRSM清和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、海外子会社を含めたグローバルでの監査体制を強化できること、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の品質管理体制、独立性、規模及び専門性等を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年4月1日現在)

名 称	RSM清和監査法人		
主たる事務所の所在地	東京事務所	東京都千代田区飯田橋 1-3-2	曙杉館 4階
	神戸事務所	兵庫県神戸市中央区海岸通 8	神港ビルディング 1階
沿 革	2004年 3月	設立	
	2009年 11月	RSM Internationalと業務提携	
概 要	構成人員		
	社員(公認会計士)		12名
	職員(公認会計士)		28名
	(公認会計士試験合格者等)		15名
	(その他職員)		22名
		合計	77名
	関与会社数		102社
	出資金		34百万円

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬の額は、2006年6月29日開催の第92回定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。また金銭による報酬の額とは別枠で、2009年6月26日開催の第95回定時株主総会において、取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権に関する報酬額は年額1億円以内とご承認いただいております。本株主総会では、上記の株式報酬型ストックオプション制度に代え、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を新たに導入し、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いしたいと存じます。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の対象取締役に中長期的な業績向上へのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。なお、本議案が承認可決されることを条件に、従来の株式報酬型ストックオプション制度は廃止することとし、今後、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わない予定です。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を踏まえ取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産

としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（本議案が承認可決された場合に変更する予定の方針を後述しております。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年以内で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承

認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

1. 基本方針

当社の役員報酬は、継続的な企業価値の向上及び企業競争力の強化のため、優秀な人材の確保を可能とするとともに、業績向上へのインセンティブとして機能する水準・構成とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式により構成し、その支給割合については、企業価値の持続的な向上に寄与するために最も適切な割合となることを方針とする。なお、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

3. 業績連動報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結及び単体営業利益率を基準として目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給する。

4. 譲渡制限付株式の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、業務執行を担う取締役に対し、譲渡制限期間を30年以内とする譲渡制限付株式を、毎年一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位、職責等を踏まえて決定する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項

すべての取締役の報酬は、委員の過半数を独立社外取締役及び独立社外監査役とする指名・報酬諮問委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の授権を得た取締役会長及び取締役社長執行役員が当社の定める一定の基準に基づき決定する。

注) 上記1. 及び3. の業績連動報酬は、短期インセンティブ報酬として従来からの基本報酬の内訳として新たに導入するものであり、2006年6月29日開催の第92回定時株主総会においてご承認いただいている年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）において支給する。

以上

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、世界的な新型コロナウイルス感染症の影響により、社会・経済活動が急速に停滞したことから厳しい事業環境となりました。足下においても新型コロナウイルスの感染が変異株を中心に再拡大しており、予断を許さない状況が続いています。

このような状況のなか、当社グループはコロナ禍における事業環境の変化に対応しつつ、中期経営計画の重点戦略である「スマートメーターの付加価値創出とエネルギー・ソリューションの拡大」、「コアとなる新製品・新事業の創出」、「利益を重視したグローバル成長」、「グループ経営基盤の強化」を推進しています。

国内計測制御事業については、スマートメーターの受注が需要のピークアウトに加え、新型コロナウイルス感染症の影響によりスマートメーター設置が想定を下回ったことを受けて減少しました。また、エネルギーマネジメントサービス等もコロナ禍における顧客の投資抑制により減収となりました。これらにより、売上高は48,193百万円と前年度比3,648百万円(7.0%)の減収となりました。一方、利益面においては、販売費及び一般管理費を縮減したことにより、営業利益は3,136百万円と前年度比122百万円(4.1%)の増益となりました。

海外計測制御事業については、当社グループが展開する国々において、新型コロナウイルス感染症対策としてのロックダウン(都市封鎖)によりスマートメーター設置が想定を下回ったこと、新興国における新たな入札が遅れたことから、主に英国、アジア向けの売上が減少しました。また、イラク・クルド自治政府向け、カンボジア向けにつきましては、好調だった前年度と比較すると減収となりました。これらにより、売上高は27,301百万円と前年度比10,160百万円(27.1%)の減収となりました。利益面においては、販売費及び一般管理費を縮減したものの、前述の減収により、営業利益は467百万円の損失と前年度比907百万円の減益(前年度は440百万円の利益)となりました。

その他については、主に製造装置事業の不振により、売上高は1,514百万円と前年度比391百万円(20.6%)の減収、営業利益は6百万円と前年度比204百万円(97.1%)の減益となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は76,255百万円と前年度比13,813百万円(15.3%)の減収、営業利益は2,684百万円と前年度比1,006百万円(27.3%)の減益、経常利益は2,888百万円と前年度比656百万円(18.5%)の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は減損損失を計上したことなどにより482百万円と前年度比714百万円(59.7%)の減益となりました。

なお、当期から従来の報告セグメント「計測制御機器事業」を経営管理体制等の実態を踏まえ、当社及び子会社の所在地を基礎として、「国内計測制御事業」及び「海外計測制御事業」に区分する方法に変更しております。

	2020年3月期	2021年3月期	前年度比	
			金額	比率
	百万円	百万円	百万円	%
売上高	90,069	76,255	△13,813	△15.3
国内計測制御事業	51,842	48,193	△3,648	△7.0
海外計測制御事業	37,462	27,301	△10,160	△27.1
その他	1,905	1,514	△391	△20.6
調整額	△1,141	△753	387	－
営業利益	3,691	2,684	△1,006	△27.3
国内計測制御事業	3,013	3,136	122	+4.1
海外計測制御事業	440	△467	△907	－
その他	210	6	△204	△97.1
調整額	27	9	△17	△63.8
経常利益	3,544	2,888	△656	△18.5
親会社株主に帰属する当期純利益	1,197	482	△714	△59.7

(2) 対処すべき課題

① 会社の基本経営方針

当社グループは、エネルギー関連の様々な社会的課題を解決する、“Global Energy Solution Leader”となることをビジョンに掲げており、エネルギー・ソリューション分野を中心に、新しい価値創造を国内外に発信し続け、持続的に成長していくことを目指します。

② 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、国内・海外とも大きく変化しております。

短期的には、新型コロナウイルス感染症の収束に一定期間を要するなか、グループとしていかにリスク管理を行い、収益を改善していくかが重要となります。一方、中長期的には、「脱炭素社会」の実現へ向けて、省エネやCO₂削減といった環境への取り組み強化がますます求められています。

このような環境下、当社グループは電力量計で培った計測制御技術に加え、エネルギー関連の様々なソリューション・サービスの提供により、収益基盤の強化を図り、持続的な成長を目指します。また、エネルギー関連事業を推進する企業として、環境面を中心に持続可能な社会の実現へ貢献していきます。

なお、当社グループは、次の重点戦略を掲げ、中期経営計画の連結計数目標、経営指標の達成を目指します。

a 中期経営計画の重点戦略

- スマートメーターの付加価値創出とエネルギー・ソリューションの拡大
国内においては、2024年度以降の次世代スマートメーターの開発を進めるとともに、新たな付加価値創出へ向けて取り組みます。
また、エネルギー・ソリューションは当社の強みを活かせる市場にターゲットをしばり、エネルギー消費の最適化、業務省人化を実現するソリューション・サービスのシェア拡大を目指します。
- コアとなる新製品・新事業の創出
新規事業を創出・推進する体制を強化し、当社グループの経営資源を活かした新規事業の創出を推進します。また様々なパートナーと連携し、技術開発やマーケティングの強化を図ります。
- 利益を重視したグローバル成長
当社グループは、オセアニア、英国を中心とした欧州、アジアや中東・アフリカなどの新興国において次の施策を実行し、より利益を重視した取り組みを強化します。
 - ・ハード及びソフトを合わせたソリューション・サービスの拡大
 - ・新たなグローバル体制での開発の推進、次世代ハードウェア・ソフトウェアの確立
 - ・生産オペレーションの向上、事業継続へ向けた生産拠点の分散化
- グループ経営基盤の強化
当社は、以下の施策により経営基盤の強化に努め、より持続的な成長を目指します。
 - ・コーポレートガバナンス及びリスク管理の強化
 - ・財務体質の強化
 - ・人材育成・活用の強化

b 中期経営計画の連結計数目標

	2021年 3月期 実績	2022年 3月期 計画	2023年 3月期 目標	2024年 3月期 目標	2026年 3月期 イメージ
売上高	百万円 76,255	百万円 83,000	百万円 85,000	百万円 88,000	
営業利益	2,684	3,500	5,000	5,500	百万円 8,000以上
親会社株主に帰属する 当期純利益	482	3,000	2,800	3,500	

c 経営指標

当社は株主資本の効率化を重視し、ROE（自己資本当期純利益率）の持続的な向上を目指しています。

	2021年 3月期 実績	2022年 3月期 計画	2023年 3月期 目標	2024年 3月期 目標	2026年 3月期 イメージ
ROE	1.0%	6.5%	6.0%	7.0%	9.0%以上

(3) 資金調達状況

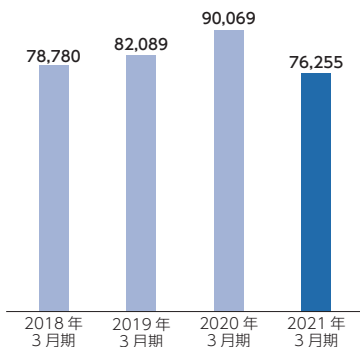
当社は、運転資金の効率的な調達を目的として、取引銀行と貸出コミットメント契約（総額80億円）を締結しております。

なお、当期末現在、当該契約による借入金残高はありません。

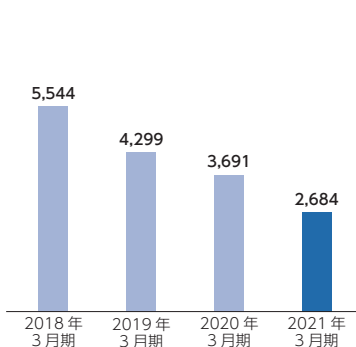
(4) 財産及び損益の状況の推移

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	78,780	82,089	90,069	76,255
営業利益	5,544	4,299	3,691	2,684
経常利益	5,634	4,293	3,544	2,888
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,666	1,806	1,197	482
1株当たり当期純利益 (円)	54.63	36.95	24.47	9.84
総資産	85,785	98,314	97,962	90,989

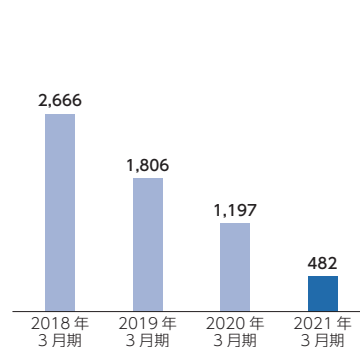
■ 売上高 (百万円)



■ 営業利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社エネゲート	百万円 497	51.0 %	電気機械・器具の製造販売
OSAKI United International Pte. Ltd.	百万シンガポールドル 10	100.0	E D M Iグループの統括
E D M I Limited	百万シンガポールドル 54	100.0 (100.0)	電気機械・器具の製造販売
大崎電気システムズ株式会社	百万円 358	89.9	電気機械・器具の製造販売
大崎データテック株式会社	百万円 350	100.0	検針システム・機器の開発販売
大崎エンジニアリング株式会社	百万円 484	100.0	機械・装置の製造販売
大崎エステート株式会社	百万円 310	100.0	不動産の賃貸

(注)「当社の出資比率」欄の(内書)は間接所有割合であります。

(6) 主要な事業内容

セグメント	主な製品・サービス
国内計測制御事業	電力量計 計器用変成器 エネルギー・ソリューション 配・分電盤
海外計測制御事業	電力量計 エネルギー・ソリューション
その他の	センサーデバイス・高機能デバイス関連装置 不動産の賃貸

(7) 主要な事業所及び営業所

① 当社

本社	(東京都品川区)		
事業所	埼玉 (埼玉県入間郡三芳町)		
営業所	札幌	(札幌市中央区)	仙台 (仙台市青葉区)
	名古屋	(名古屋市東区)	大阪 (大阪市北区)
	広島	(広島市中区)	沖縄 (沖縄県那覇市)

② 子会社

株式会社エネゲート	本社	(大阪市北区)	他
OSAKI United International Pte. Ltd.	本社	(シンガポール)	
E D M I L i m i t e d	本社	(シンガポール)	
大崎電気システムズ株式会社	本社	(東京都品川区)	他
大崎データテック株式会社	本社	(東京都品川区)	他
大崎エンジニアリング株式会社	本社	(埼玉県入間市)	
大崎エーステート株式会社	本社	(東京都品川区)	

(8) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	3,105 <small>百万円</small>
株式会社三井住友銀行	3,638

(9) 従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数	前期末比増減
国内計測制御事業	1,621名	24名増
海外計測制御事業	1,424名	451名減
その他の	84名	1名減
合計	3,129名	428名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しております。
 2. 当期より従来のセグメント「計測制御機器事業」を「国内計測制御事業」及び「海外計測制御事業」に区分する方法に変更しております。
 3. 従業員数減少の主な理由は、海外計測制御事業において生産数が減少したこと等によるものです。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 49,048,418株（自己株式218,762株を除く）
- (3) 株主数 5,807名

(4) 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,438 千株	9.0 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,739	7.6
有 限 会 社 光 パ ワ ー	2,930	5.9
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	2,009	4.0
大 崎 電 気 工 業 取 引 先 持 株 会	1,754	3.5
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,552	3.1
九 電 テ ク ノ シ ス テ ム ズ 株 式 会 社	1,389	2.8
重 田 康 光	1,379	2.8
渡 辺 佳 英	1,152	2.3
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	1,104	2.2

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数第2位以下を切捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末における当社役員の新株予約権等の保有状況

当社は株式報酬型新株予約権を発行しており、その内容は下記のとおりであります。

- ① 保有する新株予約権の数
8,353個
- ② 目的となる株式の種類及び数
普通株式835,300株（新株予約権1個につき100株）
- ③ 当社役員の保有状況

	名 称 (取締役会発行決議日)	行 使 期 間	1株当たり行使価額	個 数	保有者数
			1株当たり発行価格		
取締役	第1回株式報酬型 新株予約権 (2009年8月5日)	2009年9月16日～ 2039年9月15日	1円	399個	4名
			933円		
取締役	第2回株式報酬型 新株予約権 (2010年7月13日)	2010年8月7日～ 2040年8月6日	1円	453個	4名
			665円		
取締役	第3回株式報酬型 新株予約権 (2011年7月13日)	2011年8月5日～ 2041年8月4日	1円	449個	4名
			721円		
取締役	第4回株式報酬型 新株予約権 (2012年8月3日)	2012年9月13日～ 2042年9月12日	1円	634個	4名
			443円		
取締役	第5回株式報酬型 新株予約権 (2013年7月9日)	2013年8月8日～ 2043年8月7日	1円	664個	5名
			497円		
取締役	第6回株式報酬型 新株予約権 (2014年7月10日)	2014年8月8日～ 2044年8月7日	1円	779個	5名
			527円		
取締役	第7回株式報酬型 新株予約権 (2015年7月13日)	2015年8月8日～ 2045年8月7日	1円	727個	5名
			628円		
取締役	第8回株式報酬型 新株予約権 (2016年7月11日)	2016年8月9日～ 2046年8月8日	1円	642個	5名
			858円		
取締役	第9回株式報酬型 新株予約権 (2017年7月12日)	2017年8月9日～ 2047年8月8日	1円	696個	5名
			707円		
取締役	第10回株式報酬型 新株予約権 (2018年7月10日)	2018年8月9日～ 2048年8月8日	1円	835個	5名
			690円		
取締役	第11回株式報酬型 新株予約権 (2019年7月19日)	2019年8月23日～ 2049年8月22日	1円	1,021個	5名
			539円		
取締役	第12回株式報酬型 新株予約権 (2020年7月14日)	2020年8月21日～ 2050年8月20日	1円	1,054個	5名
			436円		

(注) 1. 上記の新株予約権は、役員退職慰労金に代わる株式報酬として当社取締役（社外取締役を除く）に割り当てたものです。この新株予約権を割り当てられた取締役は、行使期間内で、取

- 締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までに、新株予約権の全数を一括して行使することができます。
2. 監査役が保有する新株予約権はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	渡 辺 佳 英	OSAKI United International Pte.Ltd.取締役会長
取締役社長執行役員 (代表取締役)	渡 辺 光 康	OSAKI United International Pte.Ltd.取締役 兼最高経営責任者
取締役副社長執行役員 (代表取締役)	川 端 晴 幸	
取締役専務執行役員	根 本 和 郎	管理本部長
取締役常務執行役員	上 野 隆 一	経営戦略本部長
取 締 役	高 島 征 二	
取 締 役	笠 井 伸 啓	
常 勤 監 査 役	堀 長 一 郎	
監 査 役	山 中 利 雄	
監 査 役	山 本 滋 彦	
監 査 役	北 井 久 美 子	勝どき法律事務所弁護士 宝ホールディングス株式会社社外監査役 東京都公安委員会委員長

- (注) 1. 取締役のうち、高島征二、笠井伸啓の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、山本滋彦、北井久美子の両氏は、社外監査役であります。
 3. 上記社外取締役及び社外監査役の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員であります。
 4. 監査役の中中利雄氏は、当社の経理部長として経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当事業年度中の取締役の異動は以下のとおりであります。
 退任

2020年6月25日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって、取締役駒沢聰、畠山淳実、太田毅彦、阿部純、畠山広行、徳本法之、小野信之、横井博幸の各氏が任期満了により退任いたしました。

6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役 職 名	氏 名
常務執行役員技術開発本部長	駒 沢 聰
常務執行役員生産本部長	畠 山 淳 実
常務執行役員営業本部長	太 田 毅 彦
執行役員技術開発本部副本部長兼研究開発センター長	阿 部 純
執行役員管理本部副本部長兼人事部長	畠 山 広 行
執行役員生産本部副本部長兼業務部長	徳 本 法 之
執行役員営業本部副本部長兼新事業推進室長	小 野 信 之
執行役員経営戦略本部グローバル戦略部長兼EDMI副社長	高 橋 浩 司

(2) 責任限定契約の内容と概要

当社と社外取締役高島征二、笠井伸啓の両氏ならびに監査役堀長一郎、山中利雄の両氏及び社外監査役山本滋彦、北井久美子の両氏とは、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、当該決定方針は、委員の過半数を独立社外取締役及び独立社外監査役とする指名・報酬諮問委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会決議にて決定しております。

《基本方針》

当社の役員報酬は、継続的な企業価値の向上及び企業競争力の強化のため、優秀な人材の確保を可能とするとともに、業績向上へのインセンティブとして機能する水準・構成とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬及び株式報酬型新株予約権により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

《基本報酬》

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

《株式報酬型新株予約権》

株主との価値の共有を図り、中長期的な業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、業務執行を担う取締役に対し、行使期間を30年以内とする株式報酬型新株予約権を、毎年一定の時期に付与する。付与する新株予約権の個数は、役位、職責等を踏まえて決定する。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が決定方針との整合性や妥当性を検討しており、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第92回定時株主総会において年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2009年6月26日開催の第95回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権に関する報酬額を年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2009年6月26日開催の第95回定時株主総会において年額7,000万円以内（うち社外監査役2,000万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役の個人別の報酬額の具体的内容については、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の委任決議に基づき取締役会長（代表取締役）渡辺佳英及び取締役社長執行役員（代表取締役）渡辺光康の両氏が決定しております。委任の理由は、指名・報酬諮問委員会の審議を経て客観性や妥当性が確保されていることと、両氏が当社グループの経営環境や状況を最も熟知し総合的な判断が可能であると判断しているためであります。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	283 (19)	237 (19)	45 (-)	15 (2)
監査役 (うち社外監査役)	56 (17)	56 (17)	- (-)	4 (2)
計 (うち社外役員)	339 (36)	293 (36)	45 (-)	19 (4)

- (注) 1. 上記の人数には、2020年6月25日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役8名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記社外役員は社外取締役及び社外監査役に対する報酬額であります。
4. 非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与しております。当該内容については、「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。

(5) 社外役員等に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席会議及び出席状況	主な活動状況
社外取締役	高島 征二	取締役会 13回／14回 (93%) 指名・報酬諮問委員会 8回／8回 (100%)	電気通信大手企業等の豊富な経営経験や実務知識ならびにこれらに基づく高い見識をもとに、助言や提言を行っております。 なお、同氏は指名・報酬諮問委員会の委員長を務めており、報酬制度見直しにおいて強いリーダーシップを発揮しました。
社外取締役	笠井 伸啓	取締役会 14回／14回 (100%) 指名・報酬諮問委員会 7回／8回 (88%)	計測事業業務等の豊富な経営経験や実務知識ならびにこれらに基づく高い見識をもとに、助言や提言を行っております。 なお、同氏は指名・報酬諮問委員会の委員を務めており、報酬制度見直しに貢献しました。
社外監査役	山本 滋彦	取締役会 14回／14回 (100%) 監査役会 15回／15回 (100%) 指名・報酬諮問委員会 8回／8回 (100%)	大手証券会社等の豊富な経営経験や実務知識ならびに対法人ビジネスへの高い見識をもとに、助言や提言を行っております。 なお、同氏は指名・報酬諮問委員会の委員を務めており、報酬制度見直しに貢献しました。
社外監査役	北井 久美子	取締役会 13回／14回 (93%) 監査役会 15回／15回 (100%) 指名・報酬諮問委員会 8回／8回 (100%)	中央省庁要職や弁護士ならびに上場企業の社外役員等、豊富な経験や専門知識ならびにこれらに基づく高い見識をもとに、助言や提言を行っております。 なお、同氏は指名・報酬諮問委員会の委員を務めており、報酬制度見直しに貢献しました。

〈ご参考〉

社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、社外役員という。）又は社外役員候補者が、会社法で定める社外性の要件を充足し、かつ以下の独立性基準の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当該者は独立性を有しているものとします。

1. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者。
当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。なお、業務執行者とは、法人その他の団体の業務を執行する取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人をいい、過去3年間において該当していた者を含む（以下、同じ。）。
2. 当社の主要な取引先又はその業務執行者。
当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者及び直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。
3. 当社又は子会社の会計監査人である監査法人に所属する者。
所属する者とは過去3年間において該当していた者を含む（以下、同じ。）。
4. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家又は当該財産上の利益を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。
なお、多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高又は総収入の2%を超える額（以下、同じ。）をいう。
5. 当社から多額の寄付を受けている者又は当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者。
6. 当社の取締役（社外取締役を除く。）又は監査役（社外監査役を除く。）が、他の会社の取締役、監査役、執行役及び執行役員を兼務している場合において、他の会社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び執行役員をいい、過去3年間において該当していた者を含む。
7. 当社の主要株主。
当該主要株主が法人、組合等の団体である場合は、その業務執行者。なお、主要株主とは、当社総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者をいう。
8. 上記の1から7に該当する者及び以下のいずれかに該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は2親等以内の親族。
 - (1) 当社の子会社の業務執行者に現在又は過去3年間において該当する者。
 - (2) 当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）に、現在又は過去3年間において該当する者。
 - (3) 当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に、現在又は過去3年間において該当する者。なお、重要な者とは、業務執行者については、各会社・取引先の役員・部長クラスの者をいい、団体に所属する者については弁護士、公認会計士を含む。また、上記6の場合は、他の会社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）をいう。

以上

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人 原会計事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	46百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り額の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
3. 当社の子会社のうち、OSAKI United International Pte. Ltd. はRSM Chio Lim LLPの監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月10日の取締役会にて内部統制システム構築の基本方針を制定し、以後適宜改定を行ってまいりましたが、2015年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が施行されたことに伴い全般的に内容の見直しを行い、同年5月8日の取締役会で以下のとおり改定をしております。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令・定款、社内規程及び社会規範等を遵守するための大崎電気グループ企業行動憲章及びコンプライアンス・マニュアルを定めるほか、大崎電気グループコンプライアンス・ハンドブックを発行し、その周知徹底と遵守の推進を図る。
 - b 当社は、大崎電気グループ経営管理規程に基づき、子会社各社における内部統制体制の実効性を高めるための諸施策を立案・実施し、子会社への指導・支援等を行う。
 - c 経営監査室は、当社及び内部監査部門のない子会社各社の内部監査を計画的に実施して業務の適正性や効率性を監査し、コンプライアンス体制の強化・改善を図る。
 - d 大崎電気グループは、ヘルプライン制度の適切な運営により、取締役及び使用人の法令違反や不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス体制の強化に努める。
 - e 大崎電気グループは、財務報告に係る内部統制基本方針に基づき業務を運営し、金融商品取引法が求める財務報告の信頼性を確保する。
 - f 大崎電気グループは、大崎電気グループ企業行動憲章に基づき、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a 当社は、取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いについては、取締役会規程ほか社内規程に従い、職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
 - b 当社の取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a 当社は、当社の各部署及び各委員会（コンプライアンス、品質管理、環境保全、PL、安全保障輸出管理）がリスク管理規程及びリスクマネジメント基本方針に基づき、リスクの特定、分析、評価を行い、リスクマップを作成する。また、認識されたリスクに対し必要な対策を講じリスクの低減を図る。子会社については、各社において同様の体制が整備されるよう指導するとともに、不測の事態が発生した場合には、当社に適切な情報が伝達される体制を整備する。
 - b 経営監査室は、内部監査により当社及び内部監査部門のない子会社各社のリスク管理状況を監査する。その結果を定期的に当社取締役会に報告し、当該取締役会において改善策を審議決定する。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a 当社は、毎期初に取締役が共有する当社及び大崎電気グループ全体の目標を定め、この目標達成に向けて具体的な年度事業計画を策定する。また、月次・四半期ごとに目標の達成状況をレビューし、結果を当社各部門及び子会社にフィードバックすることにより、業務の有効性・効率性を確保する。
 - b 当社は、取締役会を原則として毎月1回開催するほか必要に応じて開催し、大崎電気グループの経営環境の変化に機動的に対応し効率的な運用に努める。
 - c 当社は、原則として社内取締役で構成される経営会議を原則週1回開催し、大崎電気グループの企業集団に影響を及ぼす経営課題等について多面的な検討、協議を行う。
 - d 当社及び子会社の日常業務は、それぞれの職務権限規程、稟議規程等に基づき業務を遂行する。

- ⑤ 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - a 当社の子会社は、大崎電気グループ経営管理規程に基づき、当該子会社に係る重要な経営事項について当社に報告する義務を負う。
 - b 当社は、原則として国内子会社については、グループ経営協議会を開催し、当該子会社の業績その他必要な事項の協議を行う。また、主要な海外子会社については、業績その他重要な経営課題等を当社取締役会に定期的に報告する。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a 監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置することとする。
 - b 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その人事異動については監査役の同意を得る。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人ならびに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人（以上の者から報告を受けた者を含む）が当社の監査役に報告をするための体制と当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a 当社は、大崎電気グループの取締役、使用人及び子会社監査役が、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正の事実又は企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社の監査役に報告する体制を確保する。
 - b 当社は、大崎電気グループの取締役、使用人及び子会社監査役が、法定の事項に加え、企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、グループヘルプライン制度による通報状況及びその内容を遅滞なく当社監査役に報告する体制を確保する。
 - c 大崎電気グループは、ヘルプライン制度により通報したことを理由として、当該通報者に対し解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わない。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- a 当社の取締役は、監査役による監査が円滑に行われることを確保するため、監査に係る諸費用について必要な予算措置を行う。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 当社取締役会は、業務の適正を確保するため、当社の取締役会、経営会議等重要な会議への監査役の出席を確保する。
 - b 当社代表取締役は監査役と定期的に意見交換する機会を確保する。

(2) 当該体制の運用状況の概要

上記基本方針に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスに関する取組状況
 - a コンプライアンス委員会を年2回開催し、「リスク管理状況」のモニタリングの実施と、コンプライアンス規程の一部改正やヘルプライン制度に基づく通報案件について審議した。
 - b コンプライアンス研修として、役員向けの会社法勉強会、新入社員向けの導入研修を実施するとともに、グループ各社へ労働関係法令の改正内容の周知徹底を図った。
 - c 当社内部監査部門による監査は、当社については6部署に対して実施したほか、昨年実施した部署の改善状況を確認するフォローアップ監査を8部署実施した。また、子会社2社に対する監査実施と独自に内部監査を実施する子会社2社のモニタリングも実施し、全部署を対象にした書面による年1回の自己監査も継続実施して、監査の実効性の強化を図っている。
 - d ヘルプライン制度については、2016年12月から経営陣から独立した外部通報窓口として法律事務所を加え、さらに監査役会への報告ラインも明確化している。今年度通報実績は、社内窓口に通報3件、相談1件があり適切に対応した。
- ② 損失の危機の管理に関する取組状況
 - a 3年ごとに実施している全社単位のリスクの棚卸を2020年4月に実施したことに伴い、今年度は、より実効性のあるリスク管理を目指してカテゴリーの整理や取り纏め方法の検討に時間をかけ、管理方法・体系の見直しを実施した。
- ③ 職務の執行が効率的に行われることに関する取組状況
 - a 期初に事業計画を策定し、毎月のグループ幹部会及び四半期ごとの取締役会で達成状況を報告。問題点はその都度解決策を検討し、実施した。
 - b 取締役会を年14回開催し、大崎電気グループの経営環境の変化に機動的に対応し効率的な運用に努めた。また、子会社は取締役会を原則毎月又は3か月に1回開催し、職務の効率的運用に努めた。
 - c 経営会議を原則週1回開催し、当社グループの企業集団に影響を及ぼす経営課題等について多面的な検討、協議を行った。

- d 2019年2月に設置した、委員の過半数を独立社外取締役及び独立社外監査役とし、委員長を独立社外取締役とする「指名・報酬諮問委員会」は、今年度は、4月に役員指名、5月と6月に役員報酬に関して、また9、10、11、2、3月には新役員報酬制度導入について合計8回開催した。
 - e 子会社は、大崎電気グループ経営管理規程に基づき、当該子会社に係る重要な経営事項について適宜当社経営戦略本部に報告した。
 - f 国内子会社は、2020年6月に大崎電気グループ経営協議会を開催し、業績等の計画、実績及び経営課題等を当社の経営幹部に報告した。また、主要な海外子会社2社は、年2回当社取締役会に中期経営計画、実績及び経営課題等の報告を行うとともに、取締役会や経営会議などで月1回月次報告も行っている。
- ④ 監査役監査の実効性の確保等に関する取組状況
- a 監査役の職務を補助すべき専任の担当者1名を配置。当該担当者は監査役の指揮命令下で職務を遂行している。
 - b 監査に係る諸費用は予算措置を行い、すべて会社の経費として処理した。
 - c 監査役は、当社の取締役会、経営会議等重要な会議へ出席した。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	53,090	流動負債	18,962
現金及び預金	12,502	支払手形及び買掛金	7,270
預 け 金	4,722	電子記録債 務	2,632
受取手形及び売掛金	17,887	短期借入金	559
商品及び製品	6,220	未払法人税等	722
仕 掛 品	2,175	賞 与 引 当 金	1,505
原材料及び貯蔵品	7,262	役員賞与引当金	23
そ の 他	2,770	製品保証引当金	156
貸倒引当金	△ 450	そ の 他	6,089
固定資産	37,898	固定負債	13,139
有形固定資産	27,455	長期借入金	6,210
建物及び構築物	8,985	リ ー ス 債 務	1,648
機械装置及び運搬具	3,028	役員退職慰労引当金	49
土 地	12,483	修繕引当金	14
リ ー ス 資 産	2,123	退職給付に係る負債	2,346
建設仮勘定	113	繰延税金負債	2,119
そ の 他	720	そ の 他	751
無形固定資産	1,180	負債合計	32,101
の れ ん	191	(純資産の部)	
そ の 他	988	株 主 資 本	43,895
投資その他の資産	9,262	資 本 金	7,965
投資有価証券	5,067	資 本 剰 余 金	8,750
退職給付に係る資産	1,384	利 益 剰 余 金	27,319
繰延税金資産	1,293	自 己 株 式	△ 140
そ の 他	1,518	その他の包括利益累計額	2,718
貸倒引当金	△ 1	その他有価証券評価差額金	988
資産合計	90,989	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,216
		退職給付に係る調整累計額	514
		新 株 予 約 権	509
		非支配株主持分	11,764
		純資産合計	58,887
		負債・純資産合計	90,989

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高		76,255
売上原価		58,913
売上総利益		17,342
販売費及び一般管理費		14,657
営業利益		2,684
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	146	
その他	459	
営業外費用		764
支払利息	384	
固定資産の除却	77	
その他	98	
経常利益		560
特別損失		
減損損失	357	357
税金等調整前当期純利益		2,530
法人税、住民税及び事業税	1,174	
法人税等調整額	△ 81	1,093
当期純利益		1,437
非支配株主に帰属する当期純利益		955
親会社株主に帰属する当期純利益		482

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	百万円 7,965	百万円 8,750	百万円 27,818	百万円 △ 223	百万円 44,312
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 979		△ 979
親会社株主に帰属する 当期純利益			482		482
自己株式の処分			△ 1	82	80
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	△ 498	82	△ 416
当 期 末 残 高	7,965	8,750	27,319	△ 140	43,895

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	百万円 587	百万円 1,706	百万円 183	百万円 2,477	百万円 544	百万円 11,303	百万円 58,637
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△ 979
親会社株主に帰属する 当期純利益							482
自己株式の処分							80
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	400	△ 490	330	240	△ 34	460	666
当期変動額合計	400	△ 490	330	240	△ 34	460	250
当 期 末 残 高	988	1,216	514	2,718	509	11,764	58,887

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	23,775	流動負債	13,255
現金及び預金	7,397	支払手形	53
受取手形	148	買掛金	1,717
売掛金	4,652	電子記録債権	2,092
リース投資資産	233	関係会社短期借入金	7,050
商品及び製品	2,374	リース債権	238
仕掛品	630	未払費用	468
原材料及び貯蔵品	526	未払費	490
関係会社短期貸付金	7,435	前受り	75
未収入金	333	賞与引当金	36
前払費用	13	製品保証引当金	448
その他の貸倒引当金	62	その他の	132
	△ 34		450
固定資産	27,951	固定負債	1,477
有形固定資産	5,133	リース債権	523
建物	2,759	役員退職慰労引当金	10
構築物	40	繰延税金負債	223
機械及び装置	277	その他の	720
車両運搬具	21		
工具、器具及び備品	424	負債合計	14,733
土地	1,561		
リース資産	12	(純資産の部)	
建設仮勘定	35	株主資本	35,495
無形固定資産	714	資本剰余金	7,965
ソフトウェア	678	資本準備金	8,047
その他の	35	利益剰余金	19,623
投資その他の資産	22,104	利益準備金	698
投資有価証券	4,411	その他利益剰余金	18,924
関係会社株式	14,352	別途積立金	7,800
関係会社長期貸付金	1,387	繰越利益剰余金	11,124
前払年金費用	643	自己株式	△ 140
リース投資資産	514	評価・換算差額等	988
その他の	800	その他有価証券評価差額金	988
貸倒引当金	△ 6	新株予約権	509
資産合計	51,726	純資産合計	36,993
		負債・純資産合計	51,726

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

科 目		金	額
		百万円	百万円
売 上 高			25,610
売 上 原 価			19,839
売 上 総 利 益			5,771
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			5,437
営 業 利 益			333
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	842		
そ の 他	37		879
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	16		
そ の 他	103		119
経 常 利 益			1,093
特 別 損 失			
減 損 損 失	325		325
税 引 前 当 期 純 利 益			768
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	34		
法 人 税 等 調 整 額	△ 13		20
当 期 純 利 益			747

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
			別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	百万円 7,965	百万円 8,047	百万円 698	百万円 7,800	百万円 11,358
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△ 979
当期純利益					747
自己株式の処分					△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 233
当 期 末 残 高	7,965	8,047	698	7,800	11,124

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等 その他有価証 券評価差額金	新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計			
当 期 首 残 高	百万円 △ 223	百万円 35,647	百万円 587	百万円 544	百万円 36,779
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△ 979			△ 979
当期純利益		747			747
自己株式の処分	82	80			80
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			400	△ 34	365
当期変動額合計	82	△ 151	400	△ 34	213
当 期 末 残 高	△ 140	35,495	988	509	36,993

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

大崎電気工業株式会社
取締役会 御中

監査法人 原 会計事務所

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 島 崎 義 司 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 大 石 正 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大崎電気工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大崎電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

大崎電気工業株式会社
取締役会 御中

監査法人 原 会計事務所

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 島 崎 義 司 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 大 石 正 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大崎電気工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

大崎電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役 堀 長一郎 ㊟

監査役 山 中 利 雄 ㊟

社外監査役 山 本 滋 彦 ㊟

社外監査役 北 井 久美子 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

八芳園 本館 1階 ニュイ (NUIT)

東京都港区白金台一丁目1番1号 TEL 0570-064-128 (代表)



交通

地下鉄：東京メトロ南北線・都営三田線「白金台駅」2番出口より徒歩1分

都営バス：「品川駅高輪口」より「白金小学校前」下車、徒歩1分

〈品93〉大井競馬場前発～品川駅前経由～目黒駅前行き